

令和7年度事業計画書

自 令和7年7月1日

至 令和8年6月30日

1. 協会の運営について

本協会の公益目的事業である「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を推進することにより、「公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律」第2条別表に掲げる公益目的事業「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」・「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に寄与してまいります。

定款、役員報酬に関する規則、監事報酬に関する規則、事業計画書、予算書、事業報告書、貸借対照表等の決算報告書、社員名簿や活動報告等を公開し、本協会への理解、支持につとめるとともに、個人情報につきましても適切に管理いたします。

社員の拡大による組織力の強化、健全な運営による財務・ガバナンスの強化につとめてまいります。また公益法人であるとの自覚と責任を認識し、コンプライアンスの徹底、強化につとめてまいります。

2. 公益目的事業について

本協会の定款第3条（目的）には次のように記載されています。

本協会は、官公署等の公共の利益となる事業を行う者の依頼を受け、社員たる土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託、若しくは申請を適正かつ迅速に実施し、不動産の権利の客体を明確にし、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与する事を目的とする。

さらに定款第4条（事業）には次のように記載されています。

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- (2) 不動産の表示に関する登記の嘱託手続き又はこれに関する審査請求の手続きについての代理
- (3) 不動産の表示に関する登記の嘱託手続きについて法務局または地方法務局に提出し又は提供する書類又は電磁的記録の作成
- (4) 法務局備え付けとなる地図の作成
- (5) 前各号に掲げる事務についての相談
- (6) 災害発生時の復興に関する不動産の相談及び調査業務の支援
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

これらは、本協会の公益目的事業である「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」に該当し、不特定かつ多数の国民の利益の増進に寄与するものであります。

土地家屋調査士としての品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行い、不動産の表示に関する登記の専門家としての使命を果たします。

【公1-1 公共嘱託登記に係る受託事業】

公共嘱託登記業務を適切に処理することにより、公共事業や官公署等の所有する土地・建物の有効活用に寄与し、その成果は登記情報として公開され、不特定多数の国民に利益が及びます。公益法人としての自覚と責任を持ち業務を遂行いたします。

また、自然災害等による被災自治体に対し地方税法第381条に関する不動産の表示に関する登記につき、概ね激甚災害法にて指定を受けた範囲において登記事務支援活動を行います。

【公1-2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】

秋田地方法務局発注の不動産登記法第14条に規定されている地図の作成作業は、昨年度の基準点作業に続き秋田市牛島西三丁目及び茨島六丁目の一部地域において境界確認作業・測量作業・地図作成作業を実施いたします。

【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】

公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業は随時無料で適切に実施いたします。

【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】

外部講師などによる研修会は、官公署等の職員とともに知識を習得する機会であり、社員の成長及び公益法人としての組織力の向上につながります。

【公1-5 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】

災害時の罹災証明書発行の迅速化、並びに不動産登記及び境界問題等の相談に資するため、秋田県との災害発生時における復興支援に関する協定による「不動産登記及び境界問題等の相談業務」及び「市町村が実施する住家の被害認定調査業務」を公益事業として活動、支援してまいります。罹災証明書の発行につきましては、市町村職員の補助業務を行います。

また、全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害支援協定を結び、当該地域の協会、社員が被災し自治体に対し行う災害支援活動に支障が生じる際には財政的支援、物的支援、人的支援を迅速に行います。

以上、事業計画書といたします。